

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

- 1【新規発行社債】
未定
- 2【社債の引受け及び社債管理の委託】
未定
- 3【新規発行による手取金の使途】
 - (1)【新規発行による手取金の額】
未定
 - (2)【手取金の使途】
設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度 第90期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月19日関東財務局長に提出
- 2【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度 第91期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月13日関東財務局長に提出
- 3【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度 第91期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月13日関東財務局長に提出
- 4【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度 第91期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月13日関東財務局長に提出
- 5【臨時報告書】
1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本発行登録書提出日（平成25年5月17日）までの間において変更が生じております。以下の内容は変更及び追加を反映し、その全体を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成25年5月17日)現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループでは、将来にわたって当社グループが発展していくための打ち手を講ずるべく、平成26年度を目標年次とする中期経営計画を策定し、それに基づいた諸施策を実施しておりますが、これらについては、当社グループをとりまく経済環境その他の要因により所期の目標を予定通り達成できない可能性があります。

(2) 財政状態

有利子負債

当社グループでは、中期経営計画において連結有利子負債/EBITDA倍率の向上を目標としておりますが、平成24年度末時点の連結有利子負債（借入金、社債、短期社債、鉄道建設・運輸施設整備支援機構長期未払金の合計額）は3,278億8千万円であり、今後の金利動向次第では業績に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務

当社グループ従業員の退職給付費用及び債務は、主に割引率、期待運用収益率等の数理計算によって算出されておりますが、経済情勢の変化等によりこれらの前提条件が変更された場合や、年金資産の運用状況の悪化などがあった場合は、数理計算上の差異としてそれ以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の時価下落

当社グループが保有するたな卸資産、有形・無形固定資産及び投資有価証券等は今後時価が著しく下落した場合、減損損失または評価損を計上し業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事故・不祥事

当社グループでは鉄道、バスなど大量の旅客を輸送する公共交通事業を営んでおり、安全管理には万全の注意を払っておりますが、大規模な事故が発生した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループではクレジットカード業を営む~~株~~京阪カードをはじめとして多数のお客様の個人情報を取扱っており、情報セキュリティ強化に努め、その管理には万全を期しておりますが、システムトラブルや犯罪行為により情報流出が発生した場合には京阪ブランドの信用失墜のみならず、お客様からの損害賠償請求等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制

当社グループの基幹事業である鉄道事業は「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）」の定めにより、経営しようとする路線及び鉄道事業の種別について国土交通大臣の許可を受けなければなりません（同法第3条）。許可等としては、当社設立時の明治39年8月25日に受けた特許状（内務省秘乙第216号）等がありますが、これらの許可等には期間の定めはありません。

また、収入の根幹をなす旅客運賃等の設定・変更については上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません（同法第16条）。なお、当該上限の範囲内で旅客運賃等を設定・変更しようとするときには、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければなりません。

許可等の取り消しに関しては、同法第30条に定められており、同法、同法に基づく命令、同法に基づく処分・許可・認可に付した条件に違反した場合、正当な理由がないのに許可または認可を受けた事項を実施しない場合、同法第6条に定める事業許可の欠格事由に該当することとなった場合などに許可等の取り消しとなる可能性があります。

現時点において同法に抵触する事実等は存在しませんが、抵触し、国土交通大臣より事業の停止や許可の取り消しを受けた場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合

以下の場合におきまして業績に影響を及ぼす可能性があります。

鉄軌道事業におきましては、モータリゼーションが加速した場合や、当社グループ鉄道沿線エリアに他社が鉄道新線を敷設した場合。

バス事業におきましては、規制緩和により他社が当社グループ路線に参入してきた場合。

流通事業におきましては、当社グループ店舗の商圈に他社の大規模商業施設が建設された場合。

(6) 自然災害等

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を中心とする事業エリアに鉄道施設をはじめとして賃貸ビルや店舗等の営業施設を多数所有しております。当該事業エリアに大きな被害をもたらす地震等の自然災害が発生した場合や、所有する施設がテロの対象となった場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 少子高齢化

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を事業エリアのベースとした地域に密着した企業群でありますので、少子高齢化の進展により当該事業エリアの人口が大幅に減少した場合、鉄道旅客数の減少をはじめとして業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

京阪電気鉄道株式会社 本社事務所（大阪市中央区大手前1丁目7番31号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし